

# 令和4年6月伊奈町農業委員会総会議事録

令和4年6月27日（月）

## 議 事 録

会 議 名 令和4年6月 伊奈町農業委員会総会

招集月日 令和4年6月27日（月）

開会時刻 午前10時00分

閉会時刻 午前11時15分

招集場所 伊奈町役場 第1会議室

応招委員（農業委員）

小林 久夫 加藤 泰三 白幡 武悟 齋藤 誠一 齋藤 勝明

秋山 英章 高山 貢一 青木 久眞 大塚 俊雄 戸井田武夫

応招委員（農地利用最適化推進委員）

渡辺 久夫 大島 久雄 加藤 幹夫 中村 仁

計 14 名

欠席委員（農業委員） なし

（農地利用最適化推進委員） 細田 光一

議事録署名 青木 久眞 大塚 俊雄

事務局職員 大野局長、岡野補佐、工藤主任、石井主任

### 会議経過及び結果

開会 伊奈町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が会議の議長となる

議事録署名委員の指名 伊奈町農業委員会会議規則第13条第2項による署名委員の指名  
事務局長

定刻より早いですが、只今から令和4年6月の農業委員会総会を開催いたします。

（アグリ推進課の人事異動について説明。）

本日は、農業委員は全10名の出席でございます。

推進委員は細田委員より欠席のご連絡をいただいております。

伊奈町農業委員会会議規則第6条の規定に基づく、定足数を満たしておりますので、本会が成立しますことをご報告いたします。

それでは高山会長代理、開会のあいさつをよろしく申し上げます。

会長代理 高山会長代理 あいさつ

会長 戸井田会長 あいさつ

伊奈町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が会議の議長となる

（10：00開会）

議長

ただいまから、令和4年6月の農業委員会総会を開会します。

本日の議事録署名委員につきましては青木久眞 大塚俊雄委員を指名しますので、よろしく申し上げます。

はじめに、第1号議案、農地法第5条の規定による許可申請審議を行います。番号11番を議題といたします。事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。

事務局

第1号議案番号11番について議案書1ページにある土地の表示、申請人住所・氏名及び申請事由等説明。

本案件は〇〇〇〇〇が、現在使用している店舗について、使用者の変更等により、以前とった開発区域と形状が変わってしまい、接道がとれていない状態での操業となっており、その状態を是正するため、進入路を復元整備するといった内容になります。

それでは事前にお配りいたしました「第1号議案 番号11番関係資料」をご覧ください。

資料1ページは申請書になります。

資料2ページは申請地の案内図になります。〇〇〇〇〇の〇〇、〇〇〇〇〇さんの〇に位置する、申請地と丸で示した土地になります。

資料3ページは理由書となります。事業計画者は、現在申請地の隣接地で建設業を営んでおりますが、当該地を前の使用者から引き継いだ際に、接道がとれていない状態での操業となっていたため、今回、その状況を是正するために進入路敷地として申請してきたものです。

資料4ページは土地の全部事項証明書の写しです。

資料5ページは公図の写しです。

資料6ページ、7ページは土地の利用計画図、8ページは現況写真です。

資料9ページから11ページは資金計画書、見積書、残高証明書になります。

資料12ページから16ページは現在使用している隣接地の土地の全部事項証明書の写しになります。

資料17ページは隣地同意書、18ページは農振除外証明書になります。

資料19ページから28ページは法人の履歴事項全部証明書、定款の写し、建設業の許可証になります。

資料29ページから31ページは、土地所有者の住民票、本人確認書類の写しです。

資料32ページは委任状です。

それでは、申請地における立地基準と一般基準について、順次ご説明いたします。

まず、立地基準といたしましては、申請の土地は第2種農地に区分されます。第2種農地にあてはまる要件といたしましては、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおよそ10ha未満のものに該当いたします。申請の土地は市街化区域の〇〇地区から約320mに位置しており、農地としての広がりも1.9haと10ha未満となります。

次に一般基準でございますが、事業実施の確実性と周辺農地に対する被害防除について検討していただくものです。

法定記載・法定添付書類等を確認し、特に問題となる事項はみあたりませんでした。

立地基準・一般基準ともに許可の条件を備えておりますので、農地転用はやむを得ないものと思われれます。

農地法第5条の規定による許可申請につきまして、許可相当との意見をそえて知事宛送付

してよろしいかご審議願います。

また、不許可相当及び許可の条件を付して送付する場合、その内容につきましてご審議願います。事務局からの説明は以上でございます。

議長

担当地区委員の大塚俊雄委員さんから、補足説明等ありましたらお願いします。

大塚俊雄委員

先週 23 日に、現地を確認いたしました。農地ではありますが、今回の目的は進入路とのことでしたので、申請の内容については、妥当であると考えます。

加藤幹夫推進委員

同じく先週、現地を確認してきました。状況としては、写真のとおり、道側に道路が隣接しており、認可後に、本申請地を進入路として使うとのことでした。特に問題ないと思われま

議長

それではほかの農業委員さん、推進委員さんからご意見、ご質疑等がありましたら発言をお願いします。

それでは、ほかにご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をします。申請のとおり可決・決定することに賛成の方は挙手願います。

各委員

挙手「全員」

議長

挙手全員です。よって、11番については、申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定しました。

次に、番号12番を議題といたします。

事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。

事務局

番号12番について議案書1ページにある土地の表示、申請書住所・氏名及び申請事由等説明。

今回の申請地は、令和3年8月に除外の申出書が提出され、同年10月に除外のご審議をいただいた案件になります。令和4年2月17日付けで除外認可公告を行ったものです。

本案件は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が、〇〇〇〇〇にお住いの〇〇〇〇〇さん所有の農地を売買により取得し、自動車整備工場を建築する事業計画でございます。

それでは事前にお配りいたしました関係資料、12番のタグ、「第1号議案番号12番関係資料」をご覧ください。

資料1ページ目は申請書でございます。

続いて2ページ目は申請地の案内図で、場所は〇〇〇〇〇、案内図で中央に計画地と示した箇所でございます。

資料3ページは理由書となっております。理由書に記載されておりますが、〇〇〇〇〇にて営んでいる自動車工場について、売上が増加傾向にあり、建物や敷地が手狭になり、業務に支障が

出てきたため、事業拡大を進める中で、本申請地に自動車整備工場の建築を計画したとのことです。

資料4ページから6ページは事業計画書。

資料7ページから11ページは土地の全部事項証明書。

資料12ページは公図の写し。

資料13ページから19ページは土地利用計画図、建物の図面関係です。

資料20ページから36ページは現在借りている駐車場の土地の全部事項証明書、公図の写し、現況図、写真、契約書類等です。

資料37ページから48ページは資金計画書、見積書、土地売買契約書、通帳の写し、融資申込書の写しです。

資料49ページから61ページは履歴事項証明書と定款。

資料62ページから63ページは印鑑証明書。

資料64ページは農振除外の証明書。

資料65ページは委任状でございます。

それでは、申請地における立地基準と一般基準について順次ご説明いたします。

はじめに、立地基準についてですが、申請の土地は第2種農地に区分されます。第2種農地にあてはまる要件といたしましては、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおよそ10ha未満のものに該当いたします。申請の土地は市街化区域の〇〇地区から約450mに位置しており、農地の規模も約4.0haと10ha未満です。

また、第2種農地は、代替性も審査の対象になりますが、先ほど説明しました理由書などの記載内容などから、代替地に立地は困難であると考えました。

次に、一般基準でございますが、事業実施の確実性と周辺農地に対する被害防除について検討していただくものです。

法定記載・法定添付書類等を確認し、特に問題となる事項は見当たりませんでした。

立地基準・一般基準ともに許可の条件を備えておりますので、農地転用は止むを得ないものと思われまます。

農地法第5条の規定による許可申請につきまして、許可相当との意見を添えて知事あて送付してよろしいかご審議ねがいます。

また、不許可相当及び許可の条件を付して送付する場合、その内容につきましてご審議ねがいます。

説明は以上でございます。

議長

担当地区委員の秋山英章委員さんから、補足説明等ありましたらお願いします。

秋山英章委員

先日、現地を見てきました。もともと梨畑だったものを、更地にしたもので、周辺農地は問題ない。ただ、見通しが若干心配である。図面を見たら、建物はそこまでかぶっていないような感じではある。改めて確認したい。

議長

本地区担当の大島久雄推進委員さん、意見等あればお願いします。

大島久雄推進委員

25日に現地を確認してきました。整備工場のため、ある程度の騒音が発生することが想定されるため、フェンスなどでしっかりと対策をしてもらいたい。問題はないと考える。

議長

それでは、指摘があった点について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、先ほど質問があった点につきまして、回答させていただきます。被害防除という点に関しましては、周りの農地との境界につきましては、18、19ページにブロックの新設の断面図、14ページの平面図を参照いたしまして、6段積みのブロックが設置される、ということでございます。なお、見通しにつきましては、ブロックを設ける予定ではありますが、隅切りがあるので、見通しがある程度はあるかと思われるので、こちらで対応できるものと考えます。

大島推進委員

何時ごろまで営業するのか。周りには何もないので音が響いてしまう。

事務局

今はその話は聞いていないが、委員からそのような話があった、というのは申請者に伝える。

議長

それではほかの農業委員さん、推進委員さんからご意見、ご質疑等がありましたら発言をお願いします。

議長

それでは、ほかにご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をします。申請のとおり可決・決定することに賛成の方は挙手願います。

各委員

挙手「全員」

議長

挙手全員です。よって、12番については、申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定しました。

次に、第2号議案 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）について議題といたします。

事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。

事務局

第2号議案 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）について、説明。

それでは、関係資料をご覧ください。

1ページ目ですが、令和3年度に立てた、目標及びその他活動提携評価、ということで、令和3年度の状況といたしまして、について、公表するこちらの案を、作りました。

まず1番目、農業委員会の状況でございます。1番目、農業の概要といたしましては、こちらの表の通りでございます。2番目、農業委員会の現在の体制ということで、こちらにつきまして、先ほど話があった通り、任期満了が令和5年7月19日まで、ということございまして、農業委員さんの定数が11、うち認定農業者の方が4名、中立委員さんが1名、農地利用最適化推進委員が、定員が5名で実数が5名、地区数も5となっております。

2 ページになります。2 番目といたしまして、担い手への農地の利用集積・集約化になります。1 番目に現状及び課題ということで、農地面積と集積面積、集積率を記載しております。

課題といたしましては、従来通りではありますが、農業従事者の減少及び高齢化等による遊休農地の増加が課題となっております。人・農地プラン、農地中間管理事業の活用を視野に入れ、農地修正の促進を図っていく、ということになっております。

令和3年の現状及び実績ということで、こちらを記載させていただいております。実績につきましては、目標の42haに対し、60.47haとのことで、うち新規で18.39haとなっております。達成状況といたしましては、目標に対し、144%とのことで、目標を上回る結果となりました。目標達成に向けた活動といたしましては、これも例年通りでございますが、計画、実績ともに、8月9月に農地所有者を対象とした意向調査、8月と3月に担い手及び農地利用集積に向けた活動を行っております。

4 番目は、評価になりますが、おおむね目標値は達成されましたので、段階的に目標を高めしていく方向でございます。活動に対する評価といたしましては、おおむねスケジュール通りに活動を進められた、ということで、評価をさせていただいております。

3 ページにまいりまして、3 番目といたしましては、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進でございます。1 番目に現状と課題となりますが、新規参入の状況につきましては、令和元年度は0経営体でございましたが、令和2年度につきましては、2つの経営体に参入していただきました。合計3ha、農地を活用していただいている状況でございます。3年度につきましては、1つの経営体が新たに参入をしていただきまして、0.1ha、農地を活用していただいている状況でございます。

課題としては、就農後の経営基盤安定のための、技術的、経済的な支援を図っていくということで、町の方の支援策を使っただき、就農をスムーズに進めていただいております。

重複になりますが、2 番目の、令和3年度参入目標が1経営体で、実績といたしましても1経営体、ということでございます。残念ながら、目標の面積につきましては、0.5haに対して、0.1haということで、20%というところになります。

3 番目の、目標の達成に向けた活動というところですが、計画といたしましては、農業次世代人材投資資金制度、町独自の新規就農者奨励金等について、制度の周知をしていく、ということになっております。実績としては、1年を通して関係者や関係組織に制度の周知を行っております。

4 番目の、目標及び活動に対する評価につきましては、町の現状を鑑みると適正な数値であり、活動に対する評価といたしましては、さらなる積極的な周知を行う必要がある、と感じております。

続いて、遊休農地の措置に対する評価になります。

1 番目の現状及び課題につきましては、令和3年4月現在で管内の農地が302.9haとなっており、うち20.9haが遊休農地としてカウントされております。割合としては6.85%となっております。課題といたしましては、利用状況調査の円滑な実施と、遊休農地所有者への指導の徹底が必要と感じております。

2 番目に令和3年度の目標及び実績につきましては、毎年、解消目標1haで、目標を立てていました。実績といたしましては3.8ha解消といたしまして、380%と、大幅に上回っている状況でございます。

達成に向けた活動といたしまして、3 番目になりますが、農地の利用状況調査を、調査人数19名ということで、事務局と農業委員で実施を行いました。実施の時期につきましては7月

～8月、結果の取りまとめが9月～10月となっております。管内全域について、巡回調査を一斉に実施いたしました。

それから、遊休化している農地の状況を詳しく確認し、地図に記録をしております。

農地の利用意向状況調査につきましては、11月から12月に実施する方向になります。

実績ですが、調査人数は委員の人数16名として報告することになります。

実施時期につきましては、実施が7月～8月、取りまとめが10月となっております。

農地の利用意向状況調査につきましては、実施時期を11月から1月、取りまとめを2月に行いました。32条の第1項ということで、調査数が370筆、面積が20.5haでございました。

他の条文に係ってくる部分はありませんでした。

4番の、目標及び活動に対する評価について、おおむね適正な目標値を設定している、となると思われます。活動に対する評価といたしましては、今後、より積極的に遊休農地解消に向けて活動促進の必要がある、と考えております。

続きまして、5番目の項目といたしまして、「違反転用への適切な対応」になります。

現状及び課題、ということで、令和3年4月現在で管内の農地291haで、そのうち違反転用面積は0.5haとなっております。課題については、農業委員の農地パトロールにより、早期発見に努め、新規の違反転用の発生を防ぐことを、課題としております。令和3年度の実績でございますが、残念ながら変わらず0.5haで。増減につきましては0、となります。

活動計画の実績及び評価につきましては、違反転用者に対し、是正指導を継続し、農業委員や職員によるパトロールを強化し、違反転用の発生防止に努める、となります。

実績に対する評価は、1年を通し、違反転用者への是正指導を行っております。活動に対する評価といたしましては、今後、積極的に違反解消に向けて動いていく必要がある、と考えております。

続いて6番目の、農地法等により、その権限に属された事務に関する点検になります。

1番目に、農地法第3条に基づく許可事務について、1年間の処理件数は5件となります。うち許可が5件、不許可は0件でした。点検項目といたしましては、表のとおりとなっております。

2番目は農地転用に関する事務ということで、1年間の処理件数につきましては29件でした。点検項目の具体的な内容については、下記表のとおりに記載しております。

3番目は農地所有適格化法人からの報告への対応となります。管内の当該法人につきましては、1法人となります。報告書の提出も1法人で、適切に対応している状況です。

4番目は情報の提供等、の項目になります。こちらは賃借料情報の提供、とのことで、調査対象の賃貸借件数が668件、令和3年の11月に公表しております。それから、農地などの権利移動につきましては、673件となります。こちらは令和4年2月に公表しております。

次に、農地台帳の整備の項目になります。こちらの実施状況についてですが、全対象農地面積が430haとなります。データの更新につきましては利用状況調査、それから農地法に基づく申請、その他をもとに、日々更新をしている状況です。公表につきましては、インターネットなどを通じて行うこととしております。

続きまして、7番目の項目として、地域農業者等からの主な要望、意見及び対処内容となります。

まず、農地利用最適化などに関する事務ですが、要望・意見といたしましては、地域の抱える問題、状況（こちらは担い手や後継者不足について）となります。

対処内容といたしましては、農地中間管理事業について、地域座談会のあっせん等、総会な



どで委員さんにも連絡をし、そういった機会を設けていただくように案内をしている状況です。

それから、1地区が農地中間管理事業に移行、とのことで、こちらは羽貫地区となりますが、中間管理事業について、合意形成がなされた地区は本地区とのことで、記載をしております。

続いて8番の事務の実施状況などの公表について、1番目の総会等の議事録につきましては、ホームページで公表しております。2番目の農地等の利用最適化推進政策の改善の意見の提出ということで、こちらについては該当がありませんでした。3番の活動計画の点検及び評価の公表につきましては、ホームページにて行っております。

以上が令和3年度の目標及びそのあっせんに向けた活動及び点検・評価となります。

続きまして、令和4年度の最適化活動の目標設定につきまして、説明をさせていただきます。

こちらは、今年度から様式が変わりまして、目標の設定などの部分について、新しく示されておりますので、例年の様式と内容が少し異なっております。

1番目といたしまして、農業委員会の状況でございます。令和4年4月1日現在にて設定しております。1番目の農業委員会の現在の体制、ということで、年齢、委嘱年月日を令和2年7月27日と記載をしております。任期満了年月日につきましては、令和5年7月19日までとなっております。農業委員の実数、定数につきましては、先ほど、令和3年度と変わっておりません。

2番目に、農家・農地の概要ということで、こちらは直近の農林業センサスの数値となっております。町内の総農家数338、農業経営体数といたしましては308となっております。それから期間的農業従事者数は402人であり、うち女性が177人、40代以下が11人となっております。認定農業者が28名おり、農業参入法人が3法人あります。

下に行きますと、耕地面積があります。こちらは田が135ha、畑が143ha、計278haといった調査結果となりました。

3番目に、最適化活動の目標になります。1番目の成果目標について、(1)に農地集積の現状及び課題があります。先ほど農林業センサスの中で触れた278haが農地面積となります。

これまでの集積面積は61haとなっており、集積率は21.8%となっております。課題といたしましては、令和3年度の際に話をした通り、農業従事者の減少などによる遊休農地の増加が課題となっております。それから人・農地プラン及び農地中間管理事業の活用をしながら、農地集積の促進を図る旨を、課題としてあげました。

②の目標といたしまして、農地の集積年度の目標といたしまして、10年後の令和13年度としております。現在の集積率が21.8%となっており、今年度の新規集積面積を、1haと予定しております。農地面積が278haであり、年度末の集積面積の累計といたしまして、①のこれまでの集積面積の61haに、新規集積面積の1haを足して62haとなります。今年度末の目標集積率といたしましては、22.1%とさせていただきたいと考えております。

(2)の遊休農地の解消につきまして、こちら1番の現状及び課題につきましては、直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況として、昨年の結果では、1号遊休農地の面積が19haとなりました。「緑区分」と呼ばれる部分は12ha、「黄色区分」と呼ばれる部分は7haとなります。

課題といたしましては、農業経営者の高齢化及び後継者不足のため、農業従事者の確保、それから農業後継者及び新規就農者の育成が急務であるととらえております。

2番目の目標としては、1番に、緑区分の遊休農地の解消ということで、令和3年度の利用状況調査で、先ほどこちらが12haと伝えましたが、米印のとおり、令和3年の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入、となっておりますので、緑区分の遊

休農地解消目標面積は、2.4とさせていただきます。

同じく、黄色区分の遊休農地については、現状7haとなっておりますので、そのまま目標として記載しております。こちらの解消のための工程表は、農業委員及び農地利用最適化推進委員による農地パトロールの実施、遊休農地拡大防止及び参入企業などの受け入れ、これらによって、遊休農地の解消を促し、地域の実情及び利用状況調査の結果を踏まえながら策定していく、という考えになっております。

遊休農地の解消、ということで、こちらについても1haと、先ほどの新規集積面積と同じく、目標を設置しております。

(3)の新規参入の促進について、現状令和元年度は0、令和2年度が2経営体、面積としては3ha、令和3年度は1経営体で、0.1haとなっております。目標としては、権利の移動面積を記載することとなっておりますので、過去3年の平成28～30年の権利移動面積の平均を出し、こちらの1割ということで、9.5の1割を切り上げて1haの目標を定めております。

2番目の、最適化活動の活動目標については、最適化推進委員の活動にあたる目標となりますが、4月の総会でも伝えたとおり、活動記録の様式が変わり、国としては毎月10日ほど活動記録の記入をして提出していただく、という方針が定められました。それを鑑み、町では

1人当たりの活動日数は月8日と定めさせてもらえればと考えています。これは週2回を4週間で8日になります。最適化活動以外の法定の農業委員及び推進委員の活動として、今日の総会に出ることで1日、事前に事務局で総会の資料を事前配布するので、そちらを熟読して内容を精査する日を1日設けていただき、これで都合、月10日間の活動ということになります。これによって、10日分の活動記録が書けるようになる、ということで、最適化の活動といたしましては、目標としては月に8日、ということで決めさせてもらえればと記入しております。

最適化活動を行う委員につきましては、全員ということで定めさせてもらえればと考えているので、農業委員11名、推進委員5名と記載しております。

(2)の活動強化月間の設定期間について、下に、例年通りではあるが3回ということで設けております。8月と9月に農地の集積の取り組みとして、農地の意向調査を実施し、それから9月に遊休農地解消の取り組みとして、例年通り農地パトロールの一斉点検を行います。それから、8月と3月に農地の集積の項目で担い手への農地利用集積に向けた啓発活動を行っていく、という方向で記載しております。

(3)は新しいものになりますが、新規参入相談会の参加目標ということで、推進委員に推進活動をしてください、ということになっており、こういった相談会に参加する旨の目標を立てることとなりました。近隣自治体の状況も踏まえ、7月に東京で新農業人フェアが開催されるとのことでしたので、それに一人参加することを目標として立てました。あくまで目標なので、今後はこういった相談会の案内は積極的にこちらから行き、新規参入者の掘り起こしの役割なんかも、推進委員には担っていただくことになると思っております。

議長

ただいまの説明に対しまして、ご意見並びにご質疑がございましたら、ご発言をお願いいたします。

加藤推進委員

推進委員の活動、とはあるものの、活動記録について、他に何を書けばいいのかがわからない。

事務局

加藤委員の担当する羽貫地区、大針地区については、すでに中間管理事業が入っており、ある

程度、担い手への農地の集積ができているところはあるので、国としては、その集積率が下がらないように皆さんに働きかけを行っていただき、今後、集積はしたが、さらなる集約のような感じで、(例えば、この部分をまとめれば、この辺一帯がAさんの土地になり、あの辺一帯がBさんの土地になる、といったイメージ)集積や集約が下がらないようにしてもらいたい、というのがある。

また、上記以外の、まだ中間管理が入っていない地区に関しては、引き続きそのような取組ができるような形で、地元の担い手や、積極的にやられてる方と、そのような話をしていただき、新規就農者や、経営拡大の意思がある方にあっせんをしていただく等、または相談に乗っていただく、もしくは農地パトロールという形で進めていただいても構わない。また、それも地区全体を見る、ということではない。ちょっと気になるところがある、とか、総会の後、許可相当の意見を付して件に進達した案件について、その後改めて現地を確認した等、これらについても活動には入ってくると思われるのでそういった形で、遊休農地化しないような見回りを、進めていただければと考えている。

議長

農地パトロールの際、各担当に地図を渡すと思うが、写真入りのものをあらかじめ渡し、年間を通してそれを使うことができれば、パトロールのみならず、散歩中に農地を見ることもできるようになると思うが。

事務局

資料が用意できるように、検討はしていきます。

議長

他に意見のある委員さんはいませんか。ご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をいたします。令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)のとおり決定して公表し、県へ報告することに賛成の方は挙手願います。

各委員

挙手「全員」

議長

挙手全員です。よって、案のとおり決定して公表し、県へ報告することにいたしました。

続きまして、会務報告及び許可状況報告を事務局長から申し上げます。大野局長よろしくお願いたします。

大野事務局長

○会務報告

○農地転用許可状況、届出状況

(事務連絡)

・農業者年金加入推進マニュアル及びチラシ配付について

議長

続きまして、事務局から事務連絡をお願いします。

事務局

(事務連絡)

議長

以上で、報告並びに事務連絡を終わります。ただいまの報告並びに事務連絡につきまして、質疑等何かありますか。

続きまして、次回の総会の日程につきまして、ご協議をお願いします。

7月25日、月曜日、上下水道庁舎、第1会議室、午前10時00分で調整をお願いします。

以上で、本日の議事は終了しました。これをもちまして、閉会とします。

(11:15閉会)

上記会議の顛末を記載し、その内容に相違ないことをここに署名する

令和4年6月27日

会 長

\_\_\_\_\_

署名委員

\_\_\_\_\_

署名委員

\_\_\_\_\_